

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			法令番号	平成14年法律第88号		
手続名	特定猟具使用制限区域内での銃猟の承認			根拠条項	第35条第3項		
審査基準	<p>【特定猟具使用制限区域内での銃猟の承認基準】（鳥獣保護管理法第35条第6項及び施行規則第43条）                  銃器を特定猟具の種類として指定された特定猟具使用制限区域については、当該区域の面積をヘクタールで表した場合の数値を20で除して得た数とする。                  ただし、見通しがきかない場所がない特定猟具使用制限区域にあつては、ヘクタールで表した場合の数値を10で除して得た数とする。</p>						
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 14日
					標準経由期間		175
					日		